

【事前協議】

①工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書

概要	<p>一定規模以上の工場または事業場の新增設(設置届出を伴うもの)に際し、周辺環境を保全するために、法に基づく届出以前にその事業計画における環境への配慮事項について協議することにより、当該事業場の自主的かつ総合的な環境負荷低減のための取り組みを促進します。</p> <p>【対象規模】 事前協議の対象となる工場又は事業場(以下「事前協議対象工場等」という)は以下のとおりです。</p> <p>(1)大気汚染防止法又は条例に基づくばい煙発生施設を設置する工場又は事業場 総排出ガス量が零度、一気圧換算で毎時 10,000 立方メートル以上</p> <p>(2)水質汚濁防止法又は条例に基づく特定施設を設置する工場又は事業場 有害物質を含まない場合総排水量が 1 日あたり 2,000 立方メートル以上 有害物質を含む場合総排水量が 1 日あたり 50 立方メートル以上</p> <p>事前協議対象工場等の新設、新たに事前協議対象工場等となるような対象施設の増設、事前協議対象工場等における施設の増設の場合に届出が必要となります。</p> <p>※協議を免除出来る場合があります。その場合は、「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議免除届出書」の提出が必要となります。</p> <p>キーワード:「静岡県生活環境の保全等に関する条例第 10 条」、「事前協議」、「免除」</p>
提出書類	工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書 委任状(代理申請の場合)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	新設又は増設の工事開始の 90 日以上前
提出者	事前協議対象工場等の代表者 (窓口を持参するのはどなたでもかまいません)

②工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議免除届出書

概要	<p>事前協議の対象となる事業者のうち、環境マネジメントシステムを導入している者で以下の基準に適合する者は、上記提出書類を提出することで事前協議を免除することができます。</p> <p>1.ISO14001 又はエコアクション 21 に定める適合規格に適合し、認証を受けている。 2.大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づく行政処分を過去 3 年以内に受けていない。</p>
提出書類	工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議免除届出書 委任状(代理申請の場合)
提出書類 (紙文書)	ISO14001 又はエコアクション 21 登録証書の写し
申請書 (様式)サ イズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	新設又は増設の工事開始の 90 日以上前
提出者	事前協議対象工場等の代表者 (窓口を持参するのはどなたでもかまいません)